

全面的な国選付添人制度の早期実現を目指して

子どもたちにも 弁護士を Part 2

～ 千葉景子さんの話を聞く～

主催：横浜弁護士会 共催：日本弁護士連合会 関東弁護士会連合会

講演 少年の立ち直りが社会の力に
～ 少年に寄り添う付添人制度を考える～
千葉景子さん（元法務大臣、弁護士）

パネルディスカッション

コーディネーター 水地啓子（前横浜弁護士会会長）
パネリスト 千葉景子さん
司法・児童福祉関係者

少年審判における付添人制度の現状報告
元少年・保護者へのアンケート

ゲスト 千葉景子さん

1982年弁護士登録
1986年から参議院議員4期
2009年から2010年法務大臣

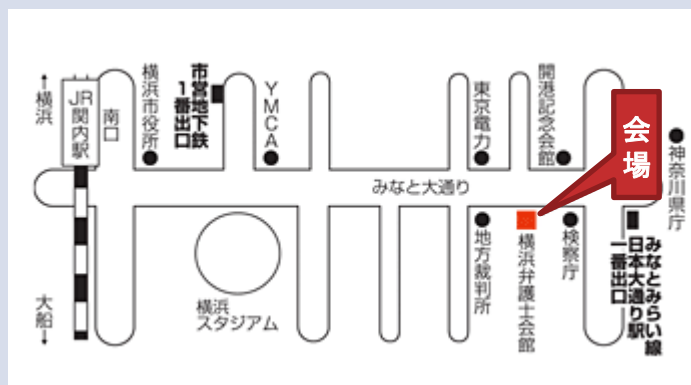
日時 2011年11月19日（土）予約不要、参加無料
13:30～16:00（開場 13:00）

会場 横浜弁護士会館
5階大会議室

JR 関内駅南口より徒歩10分
市営地下鉄関内駅1番出口より徒歩10分
みなとみらい線日本大通り駅1番出口より徒歩1分

【お問合せ先】

横浜弁護士会 横浜市中区日本大通9番地
TEL 045-211-7715 URL <http://www.yokoben.or.jp>



なぜ全面的国選付添人制度が必要なの？

「弁護士付添人（付添人）」とは、家庭裁判所の少年審判を受ける子ども（少年）につき添い、えん罪かどうかチェックしたり、少年へ反省を促したり、被害者へ弁償したり、家庭・学校・職場と協議して帰る場所の環境を整えたり、帰る場所がない場合は帰る場所を探したりと、少年の更生を手助けする弁護士です。

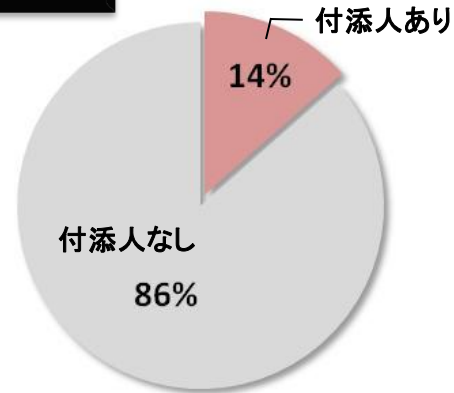
そんな少年にとって必要な付添人が実際に選任される例は、成人に比べてとても少ないのが現状です。右のグラフからも選任率が極めて低いことが分かります。

このような状況が生じている大きな原因として、付添人の費用を国費でまかなう制度（国選付添人制度）の範囲が非常に限定されていることが挙げられます。現在の制度は、主に殺人や強盗致傷など重大事件に限られ、しかも、国選付添人をつけるかどうかは裁判所の裁量に委ねられています。

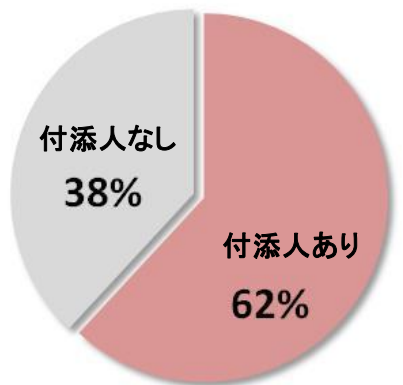
しかしながら、被害者へ弁償したり、帰る場所の環境を調整しなくてはならないのは、重大事件に限りません。少なくとも少年鑑別所に収容された少年全員に付添人がつく必要があります。このため、日本弁護士連合会は、会員である弁護士が毎月積み立てたお金を、付添人の費用に充てる援助制度を設けています。しかしながら、それは、本来は、国の責務ではないでしょうか。

私たちは、成人より不十分な現状を一刻も早く改善し、少なくとも少年鑑別所で収容されている少年全員に、国の費用で付添人がつけられるよう求めていきます。

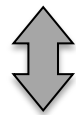
少年



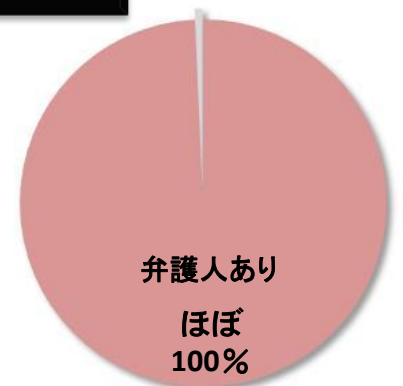
少年審判に付された少年



少年鑑別所に収容された少年



成人



成人の刑事被告人

少年事件の流れ

被疑者国選弁護
対象事件

家庭裁判所送致

少年が「置き去り」
にされる?!

国選付添人
対象外

少年
審判

一部の重大事件

被疑者段階

家庭裁判所段階

非行 いじめ 児童虐待 など 1人で悩まずに弁護士に相談してみませんか？

＜無料面接相談・無料電話相談＞
045-211-7700

相談日時 毎週火曜日 午後1時15分～午後4時15分
相談予約 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時00分

困った時、どこに相談していいかわからない時、まずは電話で相談の予約をしてください。お子さんからの相談も受け付けています。

お子さんが警察に逮捕されてしまった場合、悪いことをしたと疑われて児童相談所に一時保護されてしまった場合は、「当番弁護士」をご利用ください。弁護士が1回に限り、無料でお子さんと速やかに面会し、必要な助言を行います。

＜当番弁護士のお申し込みは＞

045-212-0010

（横浜弁護士会刑事弁護センター）